

令和4年度明日への消費者活動支援事業実施要領

第1 目的

人口減少と高齢化が進む本県でエシカル消費やSDGsなど新たな課題にも取り組み、消費者市民社会の形成を図るための事業を行い、県民の意識啓発を図るとともに、消費者団体等の教育機能を強化し、消費者問題に地域全体で取り組む機運の醸成を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

- (1) エシカル消費の推進に係る事業
- (2) 成年年齢の引下げを受けて若年者向けの啓発活動
- (3) 消費者向けの啓発イベントの開催
- (4) 消費者向けの出前講座の開催
- (5) 消費者被害に係る相談会（地域の消費者相談に対する苦情処理・助言等）
- (6) その他消費者市民社会の形成に係る事業

第3 事業実施主体

事業の実施主体は、島根県内で消費者市民社会の形成に係る活動に努めている団体で、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 1年以上の活動実績がある団体
- (2) 活動期間にかかわらず、消費者市民社会の形成に係る活動実績があると評価できる団体

第4 事業の実施

県は、この事業を実施するのに適当と認められる者に対し、実施計画書（様式1）を徴取した上で必要に応じヒアリングを行い、その内容が適当なものであれば、予算の範囲内で事業を委託するものとする。

第5 委託料の上限額等

1団体当たり20万円を上限額とする。なお、経理に当たっては下記事項に留意すること。

- (1) 人件費は当該事業実施のために雇用される者に係るものに限る。
- (2) 当該事業の財源は国の交付金であるので、経理簿を備えるなど適切な経理処理を行い、領収書等は事業終了後5年間保存しておくこと。

第6 事業予算額

2,700,000円

第7 委託料の支出

県は、第2の内容を達成するために必要と認めるときは、委託料の前金払を行うことができる。

第8 事業の委託期間

委託契約日から令和5年3月10日（金）までとする。

第9 事業の変更

事業の受託者は、契約締結後に事業内容を変更する必要があるときは、変更計画書（様式2）を県に提出し協議するものとする。

第10 完了報告書の提出

事業の受託者は、事業終了後30日以内または令和5年3月10日（金）のいずれか早い日までに完了報告書（様式3）を県へ提出する。

様式 1

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

団体名

代表者の職・氏名

明日への消費者活動支援事業実施計画書（消費者団体教育機能強化事業）

このことについて、下記のとおり実施したいので提出します。

事業名	
場 所	
実 施 日	
内 容	
事業費	
事業を実施することにより期待する効果	
参考事項	
担 当 者	担当者名 連絡先 メールアドレス

(添付書類)

1. 事業収支計画書（別紙）
2. 新規に応募する場合は次の書類も添付すること
 - ・団体の目的を記載したもの（設立趣意書、定款、会則等）
 - ・団体の活動経歴

(別紙)

事業収支計画書

事業に要する費用のうち県が負担する金額

円

単位：円

経 費 項 目	予 算 額	内 訳
合 計		

※「事業名」「予算額」は事業毎にまとめて記載してください。「説明（見積額等）」は数量・単価等の積算根拠を分かりやすく記載してください。

※印刷物を配布する場合は配布先を記載してください。

様式 2

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

団体名

代表者の職・氏名

明日への消費者活動支援事業変更計画書（消費者団体教育機能強化事業）

令和 年 月 日に契約を締結した明日への消費者活動支援事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので協議します。

1 変更理由

2 変更内容（該当する事項を記載）

様式 3

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

団体名

代表者の職・氏名

明日への消費者活動支援事業完了報告書（消費者団体教育機能強化事業）

このことについて、下記のとおり実施しましたので関係書類を添えて報告します。

事業名	
場 所	
実 施 日	
内 容	
事業費	
事業を実施したことによる効果	
その他 参考事項	

(添付書類)

1. 実施状況の分かる資料（写真（コピー可）、配布資料等）
2. 1件5万円以上の支出がある場合は、領収書の写し